

「改善報告書等」の提出のあった大学の審査結果

群馬パース大学

基準項目 4－1について

①改善を要する点の内容

学則及び教授会規程における「教育研究に関する重要事項で学長が定める事項」について、学長が定め、周知するよう改善を要する。

②審議結果

提出された改善報告書等の審議の結果、上記の改善を要する点の内容について、改善が認められた。

③所見

特になし。

「改善報告書等」の提出のあった大学の審査結果

群馬パース大学

基準項目 4－1について

①改善を要する点の内容

学生の懲戒（退学、停学及び訓告）に関する手続きについては、学校教育法施行規則第26条第5項に基づき、学長が適切に定めるよう改善を要する。

②審議結果

提出された改善報告書等の審議の結果、上記の改善を要する点の内容について、改善が認められた。

③所見

特になし。

「改善報告書等」の提出のあった大学の審査結果

群馬パース大学

基準項目 5－3について

①改善を要する点の内容

寄附行為等の改正に係る議案について、5月開催の理事会では、理事会の前にあらかじめ評議員会で意見を聴いていないため、改善を要する。

②審議結果

提出された改善報告書等の審議の結果、上記の改善を要する点の内容について、改善が認められた。

③所見

特になし。